

手足口病の警報発令について

令和6年第20週（5月13日から19日まで）における本県の1定点医療機関当たりの患者報告数が、国の定める警報発令の基準値を超えましたので、本日、手足口病の警報を発令しました。

県民の皆様におきましては、手洗いを始めとした「うつらない」「うつさない」ための感染防止対策の徹底をお願いいたします。

1 患者発生状況

| 管轄 保健所名 | 1 定点当たりの患者報告数 | | 管轄 保健所名 | 1 定点当たりの患者報告数 | |
|------------|----------------------|---------------------|------------|----------------------|---------------------|
| | 直近（20週） （5/13～19） | 前週（19週） （5/6～12） | | 直近（20週） （5/13～19） | 前週（19週） （5/6～12） |
| 前橋市 | 4. 2 5 | 2. 1 3 | 吾 妻 | 1. 5 0 | 4. 0 0 |
| 高崎市 | 1 0. 4 4 | 3. 8 9 | 利根沼田 | 5. 5 0 | 4. 0 0 |
| 伊勢崎 | 1 3. 0 0 | 5. 5 0 | 館 林 | 1. 6 0 | 0. 2 0 |
| 渋 川 | 4. 2 5 | 2. 2 5 | 桐 生 | 2. 8 0 | 2. 8 0 |
| 藤 岡 | 6. 5 0 | 4. 0 0 | 太 田 | 4. 6 7 | 1. 8 3 |
| 富 岡 | 2 5. 5 0 | 7. 0 0 | 安 中 | 4. 5 0 | 0. 0 0 |
| 県全体 | 6. 6 7 | 2. 9 8 | | | |

【警報の基準値】 開始基準値 5.00人以上/終息基準値 2.00人未満

2 過去の警報発令状況

令和5年度 発令なし
令和4年度 発令 8月 2日 解除 10月 18日
令和2,3年度 発令なし
令和元年度 発令 7月 17日 解除 10月 8日

3 手足口病とは

- どんな病気？
口の中・手のひら・足底・足背などに数mmの水疱性の発しんが出る、ウイルスの感染によって起こる感染症です。
- 感染経路は？
飛沫感染、接触感染及び糞口感染（便に排出されたウイルスが口に入り感染）するため、特に保育園や幼稚園での集団感染に注意が必要です。
- 症状があるときには？
・医療機関を受診し医師の指示に従ってください。
・水分と十分な休養を取りましょう。
- 予防するには？
・トイレやおむつ交換の後には、手洗いをしましょう。
・手洗いは、石けんと流水でしっかり行いましょう。
・タオルなどを共用しないようにしましょう。